

尾張旭市監査公表第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和7年12月1日

尾張旭市監査委員 山田義浩

尾張旭市監査委員 市原誠二

定例監査報告書

1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年尾張旭市監査委員告示第1号）

2 監査の種類

定例監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項の規定による監査（財務監査）のうち、同条第4項のもの。また、必要に応じ、同条第2項による監査（行政監査）も併せて実施。）

3 監査の対象

原則として、市民生活部（暮らし政策課、市民活動課・市民活動支援センター・少年センター、多様性推進課、市民課、産業課、環境課及び環境事業センター）に係る令和7年度（令和7年8月31日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行

4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、より少ない費用で実施できないかという経済性、同じ費用でより大きな効果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

5 監査の実施内容

令和7年9月25日から同年11月28日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、収入の事務手続及び郵便切手類等金券類の管理の2項目について重点的にその状況を確認するとともに、郵便切手類等金券類の実査・現況確認を行った。

6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

(1) むらし政策課に係るもの

注意すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第2項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）

(ア) 法令又は性質上事前に調定ができない歳入については、会計管理者等からの通知を受けた後、事前に調定するものに準じて調定（事後調定）しなければな

らないものとされている（尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第5条）。

会計規則を所管する会計課によれば、事後調定は、収納を踏まえ会計課が毎日配付する事後調定一覧表を、各課等で確認することによるものである。

歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してするものである（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第154条第1項）ことからすれば、各課等は、会計課から事後調定一覧表が配付される都度、この確認をすべきである。

しかしながら、暮らし政策課は、この確認を毎月1か月分まとめて行っていた。

適時適切に調定を決議されたい。

- (イ) 尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領（平成13年尾張旭市要綱等。以下「要領」という。）によれば、契約担当者は、工事請負契約における契約の保証について、契約保証金等整理簿を整理するものとされており、工事目的物の引渡しがあった場合、同整理簿に引渡日を記載する（要領第5項各号）ものとされている。

しかしながら、渋川福祉センター空調設備改修工事に関して、令和7年9月18日に工事目的物の引渡しがあったにもかかわらず、同整理簿に引渡日が記載されていなかった。

契約の保証の事務を適切に実施されたい。

- (ウ) 本市では、政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と請負代金額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）が500万円未満の工事請負契約をする場合は、尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第32条第3号の規定により契約保証金の納付を免除することとしている（要領第2項第2号）。

しかしながら、同課は、スカイワードあさひエレベーター改修工事の契約（随意契約）に当たって、同工事の設計金額が63,525,000円であり、請負代金額が500万円未満となるとは到底予想できないにもかかわらず、誤って、事業者に、契約保証金を全部免除として見積依頼していた。なお、契約保証金は、普通地方公共団体が、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない（政令第167条の16）ものであることからすれば、そもそも見積を依頼する時点でのようにする必要はなかった。

また、誤りに気付き、契約に当たって、契約の相手方に契約の保証を依頼したもの、保証証券を受領しないまま令和7年7月14日に契約を締結していた（保証証券は同月24日に受領。）。

契約の保証の事務を適切に実施されたい。

（2）市民活動課・市民活動支援センター・少年センターに係るもの

ア 是正改善すべきもの（取扱基準第2項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）

(ア) 歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金の収納の前に行われるものである（会計規則第4条及び第5条）。この点、市民活動課は資源ごみ売払収入及び体験型運転講習参加料について、市民活動支援センターは書類・図書等複写料について、それぞれ法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、これまで事後に調定するものと取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徴収し続けてきた。

適時適切に調定を決議されたい。

(イ) 尾張旭市自治会等助成金は、自治会等が行う地域住民のコミュニティ意識の醸成を図る事業に助成を行うことにより、豊かな地域社会の形成と健全な発展を図ることを目的とするものであり、国若しくは地方公共団体又は民間団体等による他の助成金等を受けていない事業（申請事業と他の助成金等が会計上明確に区分できる場合を除く。）であることが必要である（尾張旭市自治会等助成金交付要綱（令和2年尾張旭市要綱等。以下「自治会等助成金交付要綱」という。）第2条及び第3条第2号）。

A自治会は、令和7年6月1日付けで当助成金142,450円（350円×407世帯）の交付を申請し、市は、同年7月2日付けで同額の助成金の交付を決定した。その後、A自治会は、同年8月30日付けで当助成金の対象事業として環境事業（ごみストッカー設置、75,900円）及び防災事業（ゴミ袋、75,702円）を実施した旨記載した実績報告（領収書の写しを添付）を提出し、市は、同年9月25日付けで交付決定額と同額で助成金の額の確定をしていた。

一方、今回、併せて実施した環境事業センターを対象とした監査で、A自治会が、当該ごみストッカーの購入費を補助対象経費として盛り込んで、同年7月11日付けで同センター所管の尾張旭市折りたたみ式ごみボックス購入費補助金に係る補助金交付申請書兼実績報告書（申請額は、同補助金交付要綱に則したもの（折りたたみ式ごみボックス購入費用の2分の1の金額（消費税及び地方消費税を含んだ金額で、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額））で、37,900円。領収書の写しを添付。）を提出し、

市が、同日付けで同額の補助金の交付を決定していることを検出した。

これらのことから、市が、A自治会の同一のごみストッカー設置費用に係り、別々の助成金等の対象経費として重複して認めていたことが分かった。

この点、A自治会の当助成金の対象として認められた事業のうち、当該ごみストッカーに係るものは、他の助成金等を受けていることから、同助成金の助成対象事業の要件に該当せず、A自治会は、尾張旭市補助金等交付規則（平成9年尾張旭市規則第15号。以下「補助金等交付規則」という。）第11条に規定される補助金等の交付決定の取消しの要件（補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき）に該当するものである。

補助金等交付事務を適切に実施されたい。

(ウ) B町内会が令和7年9月1日付けで市長宛て提出した尾張旭市自治会等助成金実績報告書の收支決算書によれば、助成対象事業に係る支出として集会所維持管理費（B町内にある集会所の浄化槽点検、清掃委託及び電気代）が計上されていた。そこで、同報告書に添付された書類を確認したところ、振込の明細票によりB町内会から同集会所名義の口座への振込は確認できるものの、集会所の浄化槽点検や清掃委託が実施され、それらの代金や電気代が支払われたことを確認できるものはなかった。

同課は、同報告書の内容を審査し、同月3日付けで助成金の額を確定していた。同課によれば、同集会所は、複数の町内会により使用されており、その管理費用は、それら町内会で負担し合っているため、B町内会による同集会所への負担金支出を見ることにより補助対象事業の遂行を確認しているとのことであった。

助成金の額の確定は、補助事業者等からの補助事業等の成果の報告を受けて、報告書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときにするもの（補助金等交付規則第9条）であるが、今回の同課の確認は、集会所の浄化槽点検等の実施そのものを確認したとはいえず、補助金等交付規則に規定される審査や調査の方法として不十分であったといわざるを得ない。

補助金等交付事務を適切に実施されたい。

イ 検討を要するもの（取扱基準第2項第2号に規定するものをいう。）

ア(イ)及び(ウ)で指摘したとおり、今回の監査で、尾張旭市自治会等助成金について、是正改善すべき2件の事例を検出した。

そこで、自治会等助成金交付要綱に規定される当助成金の実績報告書の様式を見ると、「1 事業費及び効果 別紙「事業報告書」 別紙「収支決算書」のとおり」、「2 添付書類（必要に応じ、写真、領収書等を添付してください。）」とな

っており、領収書原本のみならず、添付書類なしでも、市としては実績報告書を受け付けざるを得ないものとなっていた。

この点、実績報告書に、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか確認するに足る書類を添付させることにより、今回のような事例の発現を防げる可能性があると考えられるので、同課においては、実績報告書の様式の見直しなどの改善の検討が必要である。

ウ 注意すべきもの

尾張旭市自治会等活動促進助成金の額は、助成対象経費の2分の1に相当する額（その額が10万円を超える場合は10万円）が上限とされている。

しかしながら、C自治会は、令和7年7月2日付けで市長から同助成金の交付を決定された防災備蓄品保管倉庫設置事業について、同月22日付けで実績報告書を提出したが、その収支決算書には、事業費（備品購入費）の決算額が241,500円、助成対象経費が100,000円と記載されているにもかかわらず、市は、助成金額を100,000円で確定していた。この点、市としては、助成対象経費が100,000円であれば、助成金の額は50,000円とすべきであるし、事業費全額が助成対象経費なのであれば、C自治会には助成対象経費を241,500円と書かせるべきである。

補助金等交付事務を適切に実施されたい。

(3) 市民課に係るもの

ア 是正改善すべきもの

(ア) 同課における令和6年9月から令和7年8月までの間の郵便切手等金券類の受入及び使用状況について確認したところ、令和7年1月及び3月に10円切手、20円切手、50円切手、110円切手及び300円切手を大量に購入し受け入れの上、ほとんどを令和7年度に繰り越していた。なお、これらの多くは令和7年8月末時点でも使用されないままであった。

また、63円ハガキは、令和6年9月から令和7年8月までの間の使用枚数が15枚であるにもかかわらず、同月末時点の残数が1,659枚であったので、令和6年9月以前の状況を確認したところ、令和6年1月に1,560枚購入し受け入れたものが同時点まで繰り越されていた。

会計年度独立の原則の観点や経済性の観点から、郵便切手等金券類は、購入の都度在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入し、翌年度への繰越しは、必要最小限とすべきである。

金券類等取扱事務を適切に実施されたい。

【令和6年9月～令和7年8月の郵便切手等金券類の状況】

額	1月当初における繰越枚数	1月購入枚数	3月購入枚数	4月から8月までの間の使用枚数	8月末時点での残数
10円	38	150	100	7	281
20円	28	180	50	16	220
50円	3	50	50	16	79
110円	18	300	250	101	412
300円	5	150	150	29	264

(イ) 市長は、法第243条の2の規定により、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として指定するもの（以下「指定公金事務取扱者」という。）に公金事務を委託することができ、委託したときは、指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

同課は、コンビニ交付サービスにおける証明書交付手数料の収納事務の委託（委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）に関する告示について、令和7年4月1日付けで起案・決裁し、同日以降、公金事務を委託していたにもかかわらず、同月21日に告示していた。

事務処理を適切に実施されたい。

(ウ) 法第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、電子申請に係る郵便料について、令和7年5月から8月までの間、調定を決議することなく、納入義務者に対して納入を通知の上、収入していた。

適時適切に調定を決議されたい。

(エ) 本市では、入札及び随意契約の公表に関する取扱要綱（平成11年尾張旭市要綱等。以下「公表取扱要綱」という）の規定により、随意契約を締結する場合で、予定価格が契約規則第25条に定める額を超えるときは、その内容を公表しなければならない（以下この公表を「随意契約の公表」という。）が、尾張旭市証明書等自動交付サービス契約約款について、随意契約の公表が行われていなかつた。

公表取扱要綱に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

なお、同課における随意契約の公表は、昨年度の定例監査においても注意すべきものとして指摘し、今後は事務を改めるとして市長から措置を講じた旨の

通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事案が検出されたことから、改めて、確実な是正改善を求める。

(4) 産業課に係るもの

注意すべきもの

令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、経営相談室開設事務委託において、代表者印の押印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

契約事務を適切に実施されたい。

(5) 環境課に係るもの

是正改善すべきもの

(ア) 歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金の収納の前に行われるものである（会計規則第4条及び第5条）。

同課は、資源ごみ売扱収入について、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、これまで事後に調定するものと取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徴収し続けてきた。

また、コンビニエンスストア等への粗大ごみ処理券配達販売（事前に各店舗への配達枚数を把握し、処理券に納入通知書を添えて行うもの）に係る収入については、調定を決議しないまま、令和7年4月3日に納入を通知していた（調定決議は、同月7日）。この点、納入を通知した後に調定を決議した理由を尋ねたところ、同収入に加え、予算上同じ科目である、市役所窓口での同処理券販売に係る収入のうち同月1日から4日までの間に係るもの（性質上事前に調定ができないもの）を併せて調定していたことからとのことだった。事前に調定すべきものと事後調定のものを一括で調定することは適切ではなく、同じ科目であっても性質が異なるのであれば、別々に調定を決議すべきである。

適時適切に調定を決議されたい。

(イ) 会計規則第4条第2項の規定により、調定の決議には、調定の根拠、計算の基礎を明らかにした帳票類を添付しなければならない。しかしながら、動物死体処分手数料については、その根拠等を明らかにした帳票類を添付しないまま調定を決議していた。

収入の事務手続を適切に実施されたい。

(ウ) 有害鳥獣駆除委託契約締結について、令和7年4月1日付けで起案したが、専決権者（課長）の決裁を得ないまま、同日、契約を締結していた。なお、決裁を受けたのは、同月10日であった。

契約事務を適切に実施されたい。

(6) 環境事業センターに係るもの

是正改善すべきもの

(ア) 尾張旭市職員被服貸与規程（昭和46年尾張旭市訓令第1号。以下「被服貸与規程」という。）第2条の規定により、同センターのごみ等収集の業務に従事する職員に貸与される被服（作業服等一式）の着数は、夏用1（最初に貸与する場合3）、冬用1（最初に貸与する場合2）（いずれも貸与期間は1年）である。そこで、同センターにおける被服貸与の状況を確認したところ、最初に貸与する場合ではない者1名に対して、3着貸与していた。

また、被服貸与規程第3条の規定により、同センターは貸与被服台帳を備えなければならないところ、備えていなかった。

被服貸与事務を適切に実施されたい。

(イ) 市民活動課に係る報告事項にあるように、市は、A自治会のごみストッカー設置に係る費用に係り、環境事業センター所管の尾張旭市折りたたみ式ごみボックス購入費補助金（以下「環境事業センター補助金」という。）及び市民活動課所管の尾張旭市自治会等助成金（以下「市民活動課助成金」という。）の補助対象経費として重複して認め、それぞれ補助金等を交付していた。

この点、環境事業センター補助金の交付要綱には、市民活動課助成金のように、補助対象事業の要件として「他の助成金等を受けていない事業であること」を明示的には掲げていないものの、同一の地方自治体が同一の事業を重複して補助対象事業として認めることが公益上必要である（法第232条の2の規定により、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、補助をすることができるものとされている。）といえるとは考えられないことから、環境事業センター補助金においても、他の助成金等を受けている場合は、補助対象事業として認められないものと考えるのが自然であり、A自治会が環境事業センター補助金と市民活動課助成金を重複受給するのは、環境事業センター補助金の交付要綱にも違反しているものと考えられる。

よって、A自治会は、環境事業センター補助金についても、補助金等交付規則第11条に規定される補助金等の交付決定の取消しの要件（補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき）に該当するものと考える。

補助金等交付事務を適切に実施されたい。